

## 令和2年度保育料（公私立）・副食費（公私立共通部分）についてのお知らせ 【保育園、認定こども園（保育認定）、地域型保育事業所など】

### 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、3歳以上児の保育料を無償化しています。  
ただし、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず代・おやつ代等）は無償化の対象外です  
ので、引き続き保護者の皆様に負担していただくことになります。  
これに加え、延長保育料・保育短時間認定に係る時間外保育料も無償化の対象外です。  
3歳未満児の保育料については、幼児教育・保育の無償化による影響はありません。

### 1 保育料の決定・副食費免除の決定方法

- 保育料は、お子さんの扶養義務者のうち、原則として、同一生計の父母の市町村民税額の合算額によって決定します。また、年収360万円未満相当世帯のお子さんを対象とする副食費の免除についても、同様の方法により決定します。
- 令和2年4月分～8月分の保育料の決定・副食費免除の決定は、平成31年度分市町村民税額に基づいて行います。また、9月分～翌年3月分の保育料の決定・副食費免除の決定は、令和2年度分市町村民税額に基づいて行います。
- 平成31年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、平成31年度分市町村民税額が確認できる書類、令和2年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、令和2年度分市町村民税額が確認できる書類の提出が必要です。
- 祖父母等と同居している世帯で次の①②両方に該当する場合は、祖父母等が「主に家計を維持している」ものとして、祖父母等の市町村民税額を基に保育料の決定・副食費免除の決定を行います。  
令和2年4月分～8月分の保育料・副食費の場合（9月分～翌年3月分の保育料の決定・副食費免除の決定については、1年新しいものに切り替わります。）  
① 父母の平成31年度分市町村民税が非課税かつ父母の平成30年中収入の合算額が、100万円未満であること。  
② 同居の祖父母等の平成31年度分市町村民税が課税されていること。  
※ この基準に該当する場合は、祖父母等と父母の住民票が別世帯であっても、祖父母等を算定対象者とします。
- 保育料の支払先は利用する施設によって異なりますが、保育料の決定方法や保育料の額は同じです（事業所内保育事業所（従業員枠）の保育料は、広島市が定める額を上限として事業主が設定します。）。

### 2 保育料・副食費の支払先

施設等区分	保育料	延長保育料	副食費
公立保育園、公立認定こども園（保育認定）	広島市	広島市	広島市
私立保育園	広島市	施設	施設
私立認定こども園（保育認定）、地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所（地域枠）等）	施設・事業所	施設・事業所	施設・事業所

### 3 保育料・副食費の口座振替について

広島市への保育料・副食費の納付は、納め忘れがないよう指定預貯金口座から毎月自動的に引き落としさせていただき口座振替が便利ですので、ぜひ御利用ください。

口座振替の申込みは、書類の提出が不要なWEB口座振替受付サービスを御利用ください。  
広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) 「暮らし・手続き」→「子育て」→「保育園・認定こども園・幼稚園」→「保育園等保育料（公私立）・副食費（公立）のWEB口座振替受付サービス」※ 右のQRコードからアクセスできます。  
区福祉課又は保育園に備え付けの口座振替依頼書も御利用ください。



#### 4 保育料・副食費の切替手続について

「1 保育料の決定・副食費免除の決定方法」のとおり、令和2年9月分～翌年3月分の保育料の決定・副食費免除の決定は、令和2年度分市町村民税額に基づいて行います。令和2年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、広島市以外で市町村民税が課税されますので、令和2年度分市町村民税額が確認できる書類（「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（一般用）」（所得証明という場合もあります。）や「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（※）」等の提出が必要です。

※ 市町村民税を、特別徴収と普通徴収の両方で納めている場合は、「市民税・県民税納税通知書」又は「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（一般用）」等の提出が必要です。

#### 5 保育料・副食費の額について

令和2年度保育料は次のとおりです。

（単位：円）

階層区分		保育料月額				
		3歳未満児（3号認定及び2号認定の一部（※4参照）） 平成29年4月2日以降に生まれのお子さん		3歳以上児（2号認定） 平成29年4月1日以前に生まれのお子さん		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0			
C 1	市町村民税課税世帯	均等割額のみ又は所得割合算額が39,600円未満	7,200			7,050
C 2		所得割合算額39,600円以上44,100円未満	8,000			7,850
C 3		44,100円以上48,600円未満	9,200			9,000
C 4		48,600円以上54,000円未満	10,700			10,500
C 5		54,000円以上59,000円未満	12,200			11,950
C 6		59,000円以上64,000円未満	14,250			14,000
C 7		64,000円以上79,000円未満	18,750			18,400
C 8		79,000円以上97,000円未満	23,850			23,400
C 9		97,000円以上114,000円未満	29,750			29,200
C 1 0		114,000円以上133,000円未満	35,800			35,150
C 1 1		133,000円以上151,000円未満	41,600			40,850
C 1 2		151,000円以上169,000円未満	44,500			43,700
C 1 3		169,000円以上205,000円未満	49,800			48,950
C 1 4		205,000円以上256,000円未満	52,450			51,550
C 1 5		256,000円以上301,000円未満	55,450			54,500
C 1 6		301,000円以上397,000円未満	57,250	56,250		
C 1 7		397,000円以上	62,400	61,300		

認定区分	対象	該当施設
2号認定（標準時間、短時間）	保育が必要な3歳以上児	保育園、認定こども園
3号認定（標準時間、短時間）	保育が必要な3歳未満児	保育園、認定こども園、地域型保育事業所（事業所内保育事業所の従業員枠は除く。）

※ 標準時間とは1日の保育利用可能時間が最長11時間、短時間とは最長8時間の認定区分の方を示します。

令和2年度副食費の額は次のとおりです。

(単位：円)

階層区分		副食費月額			
		3歳以上児（2号認定） 平成29年4月1日以前にお生まれのお子さん			
		第1子	第2子	第3子	
A	生活保護法による被保護世帯等		0 (免除)	0 (免除)	0 (免除)
B	市町村民税非課税世帯				
C1～ C4	市 町 村 民 税 課 税 世 帯	均等割額のみ又は 所得割合算額が54,000円未満			
C5		所得割合算額 54,000円以上57,700円未満			
		57,700円以上59,000円未満			
C6～ C17	59,000円以上	各施設・事業所で定めますので、 各施設等へお問い合わせください。 (公立保育園等については、広島市 で定めます。)			

※1 保育料の決定・副食費免除の決定を行う基となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除等の税額控除をする前の税額です。

※2 個々の世帯の市町村民税額が判明しない場合は、1年度前の市町村民税額をもって当該世帯の階層区分を認定します。それでも市町村民税額が判明しない場合は、当該世帯の収入額及び世帯構成を勘案して福祉事務長が当該世帯の階層区分を認定します。

上記の方法により階層区分を認定した後、市町村民税額が判明した場合には、改めて階層区分を認定します。その結果、改めて認定した階層区分に基づき、保育料・副食費免除を遡って変更（平成31年度市町村民税額の場合は4月まで、令和2年度市町村民税額の場合は9月まで遡ります。）し、金額が減額となる場合はその差額をお返ししますが、増額となる場合はその差額を一括で納めていただくことになります。

なお、市町村民税額に変更があった場合も上記と同様に取り扱います。

※3 16歳未満の扶養親族が3人以上いる世帯の場合は、2人を超える1人につき22,800円を世帯の所得割合算額から控除した税額で当該世帯の階層区分を認定します。

※4 令和2年度中にお子さんが3歳（2号認定）となった場合でも、令和2年度末までは3歳未満児の保育料となります（副食費は不要です。）。

※5 保護者の属する世帯が、次のいずれかに該当し、かつ、上記までの規定により、次表に掲げる階層に認定された場合の保育料・副食費は、当該世帯の階層区分及びお子さんの年齢区分等に応じて、次表に掲げる額とします。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- (4) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

(単位：円)

階層区分	納入通知書 等への表示	保育料月額				副食費月額
		3歳未満児（3号認定 及び2号認定の一部）		3歳以上児（2号認定）		3歳以上児 （2号認定）
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間・短時間
C1	C1*	1,850	1,810	0		0
C2	C2*	2,090	2,050			(免除)

C 3	C 3 *	2,450	2,400	0	0 (免除)
C 4	C 4 *	3,210	3,150		
C 5	C 5 *	3,660	3,590		
C 6	C 6 *	4,270	4,190		
C 7※	C 7 *	5,620	5,520		

※ 所得割合算額が 77,101 円未満の世帯が対象のため、所得割合算額が 77,101 円以上の世帯は対象となりません。

※6 平成30年9月から、未婚のひとり親(※)の世帯を対象に、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しています。婚姻歴のないひとり親世帯は、保育料・副食費が軽減される場合がありますので、該当の方は、各区福祉課へ御相談ください。

※ 未婚のひとり親とは、婚姻によらないで母(父)となり、現に婚姻(事実婚を含む。)をしていない方のことをいいます。

※7 広島市を含む政令指定都市では、平成30年度分から市民税所得割の税率が6%から8%に変更されましたが、保育料の決定・副食費免除の決定については、変更前の税率(6%)で階層区分を認定しています。税率変更による保育料・副食費への影響はありません。

## 6 時間外保育及び延長保育について

やむを得ない事情のため、標準時間認定及び短時間認定で定められた保育時間を超えて保育を延長する必要があると福祉事務所長が認めたお子さんに係る時間外保育及び延長保育の保育料の額は、次表のとおりです。

なお、私立保育園等の時間外保育及び延長保育の保育料は、各施設で決定しますので、入園している私立保育園等へお問合せください。

○3歳以上児(2号認定)

(単位:円)

階層区分	保育料基準額		保育料月額	
	標準時間	短時間	短時間保育に係る時間外保育	延長保育
C 1	5,250	5,150	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額から短時間認定に係る保育料基準額を控除した額	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額の12パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額が2,750円を超えるときは2,750円)
C 2	6,050	5,900		
C 3	7,250	7,100		
C 4	8,450	8,300		
C 5	10,200	10,000		
C 6	12,450	12,200		
C 7	17,050	16,750		
C 8	19,850	19,500		
C 9	21,200	20,800		
C 10	22,600	22,200		
C 11	24,000	23,550		
C 12	25,300	24,850		
C 13	26,650	26,150		
C 14	28,500	28,000		
C 15	30,300	29,750		
C 16	31,250	30,700		
C 17	34,050	33,450		

C 1	ひとり親世帯等	930	910	
C 2		1,110	1,090	
C 3		1,380	1,350	
C 4		1,870	1,830	
C 5		2,260	2,220	
C 6		2,760	2,710	
C 7※1		※2	3,780	3,710

※1 所得割合算額が 77,101 円未満のひとり親世帯等です。

※2 ひとり親世帯等とは、「5 保育料・副食費の額について」の※5にある(1)～(4)に該当する世帯で、階層区分がC 1～C 7（所得割合算額が 77,101 円未満）となっている世帯のことをいいます。

○ 3歳未満児（3号認定及び2号認定の一部）

区分	保育料月額
短時間保育に係る時間外保育	標準時間認定に係る保育料の額から短時間認定に係る保育料の額を控除した額
延長保育	標準時間認定に係る保育料の額の12パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額が2,750円を超えるときは2,750円）

※ 短時間保育に係る時間外保育の実施時間は施設によって異なります。公立保育園及び公立認定こども園は、午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までです。

※ 延長保育の実施時間は施設によって異なります。公立保育園及び公立認定こども園は、午後6時30分から午後7時30分までです。

※ 短時間保育に係る時間外保育及び延長保育の保育料については、幼児教育・保育の無償化の対象外です。

## 7 保育料・副食費の日割計算について

月の初日以外の日に入園し、又は月の末日以外の日に退園したお子さんの入園月又は退園月の保育料・副食費の額は、日割計算した額とします。ただし、次の場合には日割計算しません。

- (1) 月の初日が保育を提供しない日の月に、その保育を提供しない日の翌日に入園するとき
- (2) 月の末日が保育を提供しない日の月に、その保育を提供しない日の前日に退園するとき

## 8 保育料・副食費の軽減について

### ① 多子軽減（全世帯を対象）

同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さんが、保育園等（※）に入園されている場合、小学校就学前のお子さんのうち、上から2人目のお子さんは保育料が半額（副食費は半額になりません。）、3人目以降のお子さんは保育料・副食費が無料となります。

〔※ 多子軽減のカウント対象となるお子さんは、次の施設又は事業を利用している場合です。〕  
 保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育事業所に入所、又は児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用している就学前児童

軽減を受けるためには、保育園が所在する区の福祉課に在籍証明書の提出が毎年度必要です（保育園、子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所の場合は、在籍証明書の提出は不要です。）。

参考例

	例 1	例 2
第 1 子	小学校 2 年生（7 歳） ⇒ 未就学児ではないためカウント対象外	小学校 2 年生（7 歳） ⇒ 未就学児ではないためカウント対象外
第 2 子	年長（5 歳） ⇒ 第 1 子としてカウント 副食費：各施設等で定める額	年長（5 歳） ⇒ 第 1 子としてカウント 副食費：各施設等で定める額
第 3 子	2 歳児 ⇒ 第 2 子としてカウント 保育料：半額	年中（4 歳） ⇒ 第 2 子としてカウント 副食費：各施設等で定める額
第 4 子	1 歳児 ⇒ 第 3 子としてカウント 保育料：無料	年少（3 歳） ⇒ 第 3 子としてカウント 副食費：無料

※ 所得割合算額が 57,700 円未満の場合は、②の取扱いとなります。

② 年齢上限撤廃の多子軽減（一部の世帯を対象）

所得割合算額が 57,700 円未満で、生計を同一にするきょうだい等（養子等も含みます。）がいる場合、年齢に関わらず第 1 子から多子軽減のカウント対象となり、保育料については、第 2 子であれば半額、第 3 子以降であれば無料となり、副食費については、3 歳以上のすべてのお子さんが無料となります。

対象となる可能性がある世帯は、保育料・副食費の階層区分が C 1～C 5 となっている世帯です。ただし、C 5 階層は所得割合算額が 54,000 円以上 59,000 円未満のため、C 5 階層であっても所得割合算額が 57,700 円以上の場合、負担軽減の対象とはなりません。

なお、そのきょうだい等と別居していても、就学、療養等の都合上別居し、余暇には起居を共にすることを常例としている場合、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を同一にする」ものとします。

参考例

	例 1	例 2
第 1 子	小学校 2 年生（7 歳） ⇒ 第 1 子としてカウント	年長（5 歳） ⇒ 第 1 子としてカウント 副食費：無料
第 2 子	2 歳児 ⇒ 第 2 子としてカウント 保育料：半額	年少（3 歳） ⇒ 第 2 子としてカウント 副食費：無料
第 3 子	1 歳児 ⇒ 第 3 子としてカウント 保育料：無料	1 歳児 ⇒ 第 3 子としてカウント 保育料：無料
第 4 子	0 歳児 ⇒ 第 4 子としてカウント 保育料：無料	0 歳児 ⇒ 第 4 子としてカウント 保育料：無料

※ 所得割合算額が 57,700 円以上の場合、①の取扱いとなります。

③ ひとり親世帯等の保育料・副食費の軽減

ひとり親世帯等で所得割合算額が 77,101 円未満で、生計を同一にするきょうだい等（養子等も含みます。）がいる場合、年齢に関わらず第 1 子から多子軽減のカウント対象となり、保育料については、第 1 子であれば「5 保育料・副食費の額について」の※ 5 の表の額、第 2 子以降は無料となり、副食費については、3 歳以上のすべてのお子さんが無料となります。

対象となる可能性がある世帯は、「5 保育料・副食費の額について」の※ 5 にある(1)～(4)に該当する世帯で、階層区分が C 1～C 7 となっている世帯です。ただし、C 7 階層は所得割合算額が 64,000 円以上 79,000 円未満のため、C 7 階層であっても所得割合算額が 77,101 円以上の場合、負担軽減の対象とはなりません。

## 参考例

	例 1	例 2
第 1 子	小学校 2 年生 (7 歳) ⇒ 第 1 子としてカウント	2 歳児 ⇒ 第 1 子としてカウント 保育料：全額
第 2 子	3 歳児 ⇒ 第 2 子としてカウント 副食費：無料	1 歳児 ⇒ 第 2 子としてカウント 保育料：無料
第 3 子	1 歳児 ⇒ 第 3 子としてカウント 保育料：無料	0 歳児 ⇒ 第 3 子としてカウント 保育料：無料

※ 所得割合算額が 77,101 円以上の場合は、①の取扱いとなります。

なお、上記①～③に該当しなくなった場合は、保育料・副食費の負担軽減措置が適用されなくなり、遡って保育料・副食費をお支払いいただくこともあるため、お早めに区福祉課へ御相談ください。

また、「4 保育料・副食費の切替手続について」にあるように、9 月分保育料・副食費からは令和 2 年度分市町村民税額に基づいて決定するため、4 月分～8 月分の保育料・副食費は上記②及び③の対象となっても、9 月分保育料・副食費からは対象とならないことがあります（4 月分～8 月分の保育料・副食費が対象でなくても、9 月分保育料・副食費から対象となることもあります。）。

## 9 保育料・副食費の変更について

次のような場合には、保育料・副食費を変更できることがありますので、お早めに区福祉課に御相談ください。

- ① 保護者の家庭状況（世帯構成）に変更があった場合
- ② 長期間にわたって事実上のひとり親世帯である場合
- ③ 同居の祖父母等の市町村民税額で保育料の決定・副食費免除の決定をしている世帯で、父母の現在の収入額が年額で 100 万円以上になることが見込まれる場合
- ④ 保育園に入園しているお子さんとは別に、同一世帯から同時期にそのお子さん以外のきょうだい保育園以外の児童福祉施設、障害児通所支援（児童発達支援、放課後デイサービス等）、障害児入所支援を利用されている場合

## 10 保育料・副食費の納付について

保護者のみなさまに負担していただく保育料は、給食費、教材費、保育士等職員の人件費、光熱水費などの保育園の運営経費の一部に充てられ、また、副食費は、給食を提供するための食材料費用に充てられ、どちらも大変重要な財源です。

このことについて十分御理解をいただき、必ず納付期限内に納付していただきますようお願いいたします。

### 11 問合せ先

中区福祉課	TEL (082) 504-2569	安佐南区福祉課	TEL (082) 831-4945
	FAX (082) 504-2175		FAX (082) 870-2255
東区福祉課	TEL (082) 568-7733	安佐北区福祉課	TEL (082) 819-0605
	FAX (082) 568-7781		FAX (082) 819-0602
南区福祉課	TEL (082) 250-4131	安芸区福祉課	TEL (082) 821-2813
	FAX (082) 254-9184		FAX (082) 821-2832
西区福祉課	TEL (082) 294-6342	佐伯区福祉課	TEL (082) 943-9732
	FAX (082) 294-6311		FAX (082) 923-1611

【参考】

保育料・副食費の階層区分については、市町村民税納税通知書に記載されている市町村民税額を御確認ください。  
 なお、給与所得者と事業をされている方のそれぞれで市町村民税の納付方法が異なり（特別徴収、普通徴収）、市町村民税の通知書の様式も異なります（通知書の様式は、市町村ごとに異なります。）。

① 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）・・・主に給与所得者の方の例

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）	
所得	給与収入 主たる給与 賞与 不利益配給 調整 総所得 ③
所得控除	税額控除前所得割額④ - ※税額控除額⑤ (例えば 1,500円) = 保育料の決定・副食費免除の決定の基となる市町村民税の所得割額です。
所得控除	所得割額(市町村民税)が課税されていない場合は、 均等割額⑦(市町村民税)に基づいて保育料の決定・副食費免除の決定を行います。
所得控除	雑損 障害・寡・勤 準 上場株式等の配当
所得控除	小規模生命 地震保険料 所得控除合計②
所得控除	既納付額⑩

- ※ 1 税額控除額⑤に含まれる調整控除額の算出方法は、決定通知書の裏面を御確認ください。
- ※ 2 税額控除額⑤には調整控除額以外に、住宅借入金等特別控除等の税額控除が含まれています。保育料の決定・副食費免除の決定にあたり、税額控除前所得割額④から差引くものは、調整控除額のみです。
- ※ 3 保育料の決定・副食費免除の決定は、市町村民税額を基に行います。都道府県民税額は含みません。
- ※ 4 市民税が政令指定都市で課税されている場合は、上記の式で算出した額に8分の6を乗じて得た額が、保育料の決定・副食費免除の決定を行う基となる市民税の所得割額の目安となります（後述の②も同様です。）。

② 市民税・県民税納税通知書・・・主に事業をされている方の例（申告をして納税通知書により税金を納めている方）

算出所得割額① - 調整控除額 - 調整税額	
= 保育料の決定・副食費免除の決定を行う基となる市町村民税の所得割額です。	
課税標準額	市民税 県民税
均等割額④	市民税 県民税
年税額③+④=①	市民税 県民税

  

課税標準額及び算出所得割額			
算出区分	課税標準額	市民税	県民税
課税総所得金額	千円	円	円
課税短期譲渡所得金額	千円	円	円
課税長期譲渡所得金額	千円	円	円
課税山林・退職所得金額	千円	円	円
算出所得割額①	円	円	円
税額控除額	市民税	県民税	
調整控除額	円	円	
寄附金税額控除額	円	円	
住宅借入金等特別税額控除額	円	円	
配当・外国税額控除額	円	円	
調整税額	円	円	
配当割額及び株式等譲渡所得割額控除額	円	円	
税額控除額合計②	円	円	
税額の算出	市民税	県民税	
差引所得割額①-②=③	円	円	
均等割額④	円	円	

※ 保育料の決定・副食費免除の決定は市町村民税額を基に行います。都道府県民税額は含みません。